

2024年10月11日（金） 於：安全衛生部会議室
日本労働安全衛生コンサルタント会との意見交換

最近の労働安全衛生に関する動向（分科会での検討状況など）

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 計画課

労働衛生課

計画課関係

- 安全衛生分科会について（報告）

労働政策審議会安全衛生分科会における主な検討項目・論点等について

- 本年4月から労働政策審議会安全衛生分科会において議論を開始。年末を目途に結論を取りまとめる方向で調整中。

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するため、
 - ・ 個人事業者等自身が講じるべき措置（例：規格を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生教育の受講）
 - ・ 注文者等が講じるべき措置（例：個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化）
 - ・ 個人事業者等の業務上災害の報告制度等などについて検討

2. 化学物質による健康障害の防止

- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場においてリスクアセスメントを的確に実施し、化学物質のばく露に対して適切なリスク低減措置を講じるため、
 - ・ 化学物質の譲渡・提供時における危険・有害性情報の通知制度の改善
 - ・ 個人ばく露測定の精度担保のための測定実施者の要件などについて検討

3. 特定機械等の製造許可及び製造時等検査に係る民間活力の活用の促進

- 特に危険な作業を必要とする機械等（ボイラー、クレーン等）について、製造時等の検査等が高度化・専門化していることに伴い、EU諸国をはじめとした諸外国の状況も踏まえ、民間移管の促進について検討。あわせて民間機関の適正な業務実施の担保方策を検討。

4. 近年の状況を踏まえた労働災害防止対策と健康確保対策の推進

- 近年の労働災害の増加傾向の大きな要因となっている高齢者の労働災害防止のため、更なる取組を進めるための環境整備の方策を検討
- 労働力の高齢化等により疾病リスクを抱えた労働者が増加傾向であることを踏まえ、治療と仕事の両立のための環境整備の方策を検討
- 職場におけるメンタルヘルス対策の強化が重要な課題と認識されている状況を踏まえ、ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策の推進について検討
- 「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」（令和5年12月～）の議論を踏まえた一般健康診断の検査項目等に係る検討

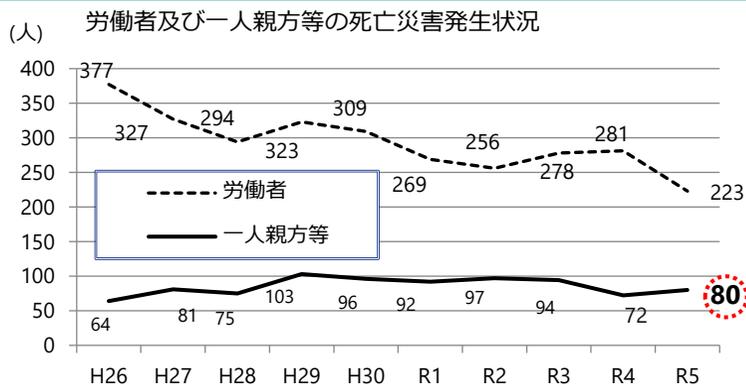
1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

現状と課題

- 個人事業者等の業務上の災害実態をみると、例えば建設業では、令和5年において80人の「一人親方等」が業務上の災害により死亡している（労働災害による死亡者は令和5年において223人）。
- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正したところ（令和5年4月施行）。
- ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

検討の方向性

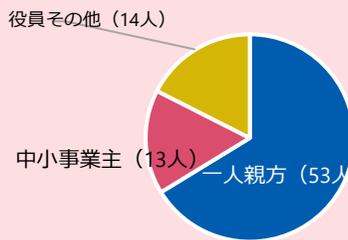
- 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するため、有識者検討会の報告書を踏まえ、
 - ・ 個人事業者等自身が講じるべき措置（例：規格を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生教育の受講）
 - ・ 注文者等が講じるべき措置（例：個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化）
 - ・ 個人事業者等の業務上災害の報告制度等について検討を進めているところ。
- また、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）では、条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっているところ、混在作業現場における個人事業者保護のあり方とあわせて、当該協力のあり方についても検討を進めているところ。



出典：（労働者）死亡災害報告
（一人親方等）厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）

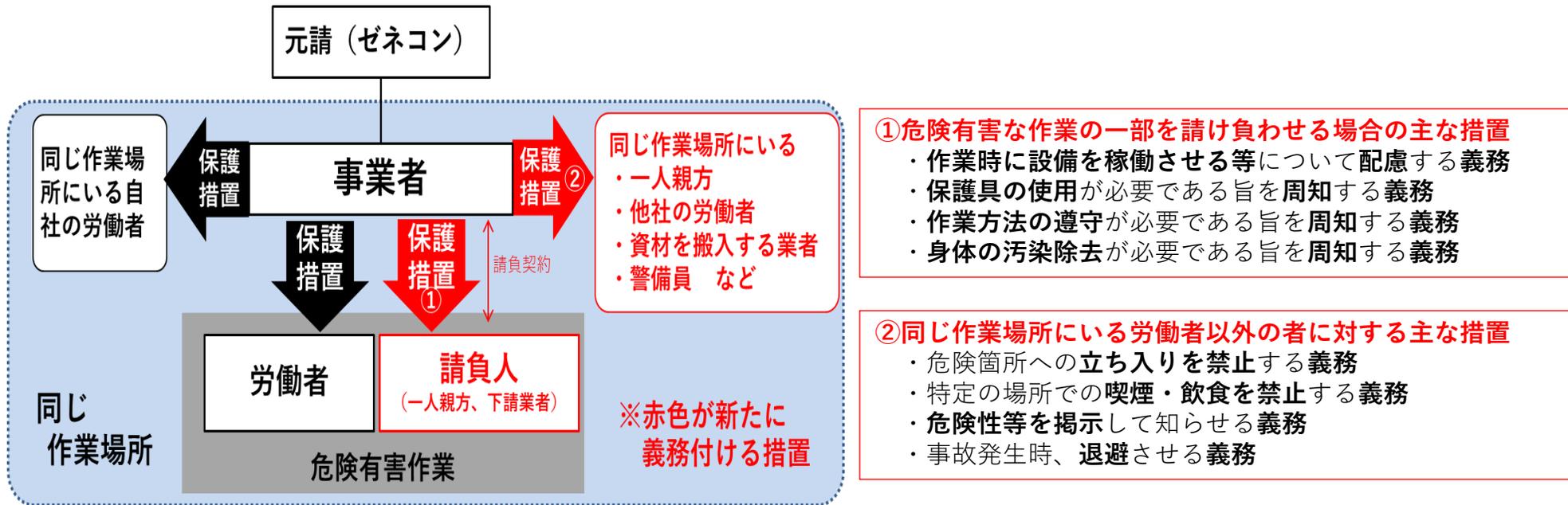
一人親方等の死亡災害の内訳

(令和5年)



(参考) 建設アスベスト訴訟最高裁判決を踏まえた省令改正 (令和5年4月施行)

- 労働者と同じ場所で危険有害作業に従事する個人事業者等を保護するため、省令を改正し、事業者に次の措置の実施を義務づけた。
- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、**請負人 (一人親方、下請業者)** に対しても、**労働者と同等の保護措置**を実施。
 - ② **同じ作業場所にいる労働者以外の者** (他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない) に対しても、**労働者と同等の保護措置**を実施。



- 更なる災害防止対策として、
- ・個人事業者等 (= 上図では請負人) 自身が講じるべき措置 (例：規格を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生教育の受講)
 - ・注文者等 (= 上図では元請 (ゼネコン)) が講じるべき措置 (例：個人事業者等も含めた混在作業現場の統括管理)
- などについて、現在審議会で検討しているところ。

2. 化学物質による健康障害の防止

現状と課題

- 化学物質管理については、化学物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。
これにより、「化学物質の譲渡・提供者による危険・有害性情報の通知（ラベル表示やSDS（※）の交付等）」や「危険・有害性情報等をもとにした事業者によるリスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、国際的な基準に従い分類をした結果危険性又は有害性があるもの全て（約2,900物質）となることが予定されている。

（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などの情報が記載される。
- リスクアセスメントを的確に実施するためにはSDSの交付等が前提になるが、法令に基づくSDSの交付義務を果たしている事業所の割合は、96.2%（令和5年労働安全衛生調査）となっており、未だにすべての事業場で通知の義務を履行しているわけではない状況にあるなど、危険・有害性情報の通知制度の改善を行う必要がある。
- また、自律的に管理を行う必要が生じる化学物質の対象拡大に伴い、今後、有害性が相対的に低い化学物質についても通知の対象となる。SDSでは法律により化学物質の成分名の通知も義務づけており、有害性が相対的に低い化学物質も同様の仕組みになっているところ、成分名が企業の営業秘密に該当するケースが今後生じ得る。これは化学物質の取引等に際して企業の営業秘密の開示を義務付けるものであることから、円滑な経済活動を阻害することにつながりかねない。
国際的にはすでにEU等の多くの国でこうした営業秘密情報について、リスクアセスメントの実施に支障がないこと等を前提として、記載内容の柔軟化を一部認める等の対応がとられているところであり、競争力確保の観点からも、国際基準やEU等の実情を踏まえた対応が求められている。
- さらに、労働者の化学物質のばく露の程度を最小限度とするためには、個人ばく露測定（個人のばく露の程度の把握）が必要となるが、その精度を担保していく必要がある。

検討の方向性

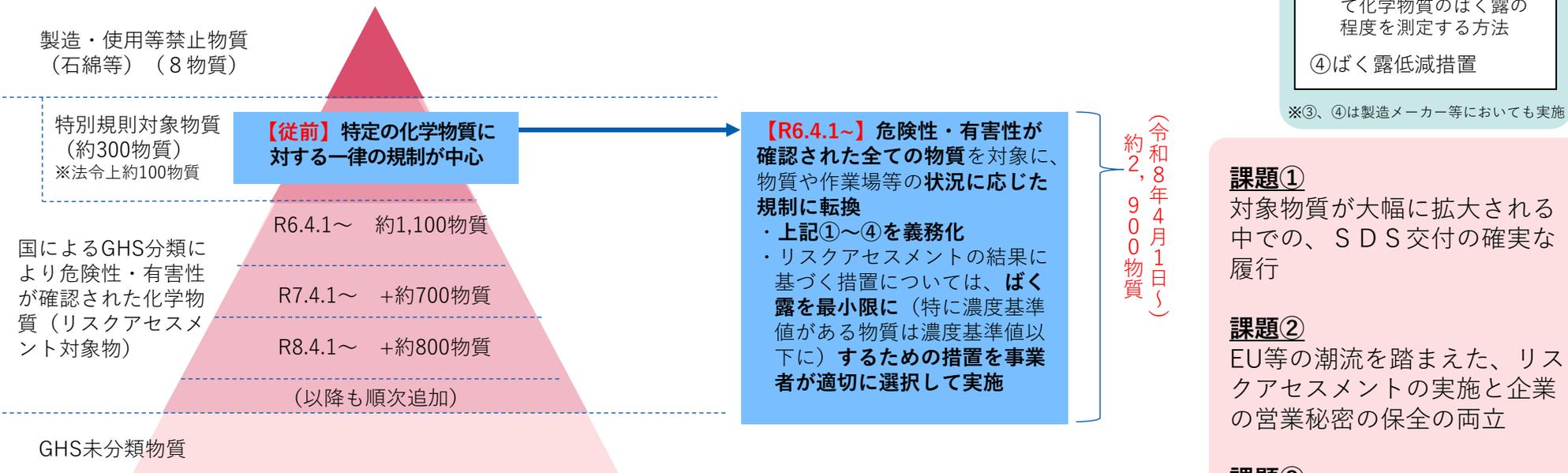
- 化学物質のリスクアセスメントの適切な実施を担保して労働者の健康障害を防止するため、有識者検討会の報告書を踏まえ、
 - ・危険・有害性情報の通知制度の履行を確保するための方策
 - ・EU等の諸外国の状況も踏まえ、SDS交付等による通知事項のうち成分に係る情報が営業秘密に該当する場合に、営業秘密情報の保護を図る方策
 - ・個人ばく露測定について、一定の有資格者による実施を義務付ける方策について検討を進めているところ。

(参考) 労働安全衛生法における化学物質規制

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



化学物質規制体系の抜本的見直し（下図）により、**令和8年4月には①～④の対象物質が約2,900に拡大。**



(注) GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」。日本では「日本産業規格 Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法)」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

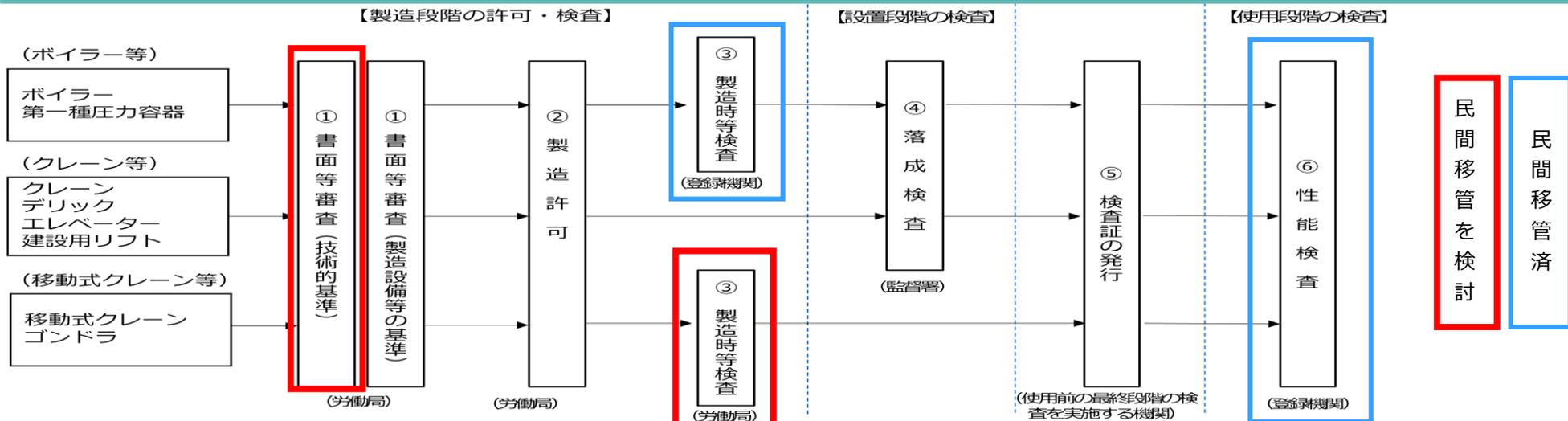
3. 特定機械等の製造許可及び製造時等検査に係る民間活力の活用の促進

現状と課題

- ボイラー、クレーン等の特に危険な作業を必要とする機械（特定機械等）については、構造上の要件を欠くと重篤な災害を招くおそれがあることから、労働安全衛生法では、その安全性能を確保するため、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。
- これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、社会経済環境の変化等を踏まえ、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。

検討の方向性

- 有識者検討会の報告書を踏まえ、次のような制度改正の検討を進めているところ。
 - ・ 書面等審査のうち技術的基準の審査について、登録機関が審査を行う制度を設けて民間機関の能力を活用
 - ・ 移動式クレーン等の製造時等検査についても、登録機関が検査を行う制度を設けて民間機関の能力を活用
 - ・ 民間機関について、登録要件適合の確認や、義務違反等に対する処分を厳格に行い、適正な業務実施を担保



4. 近年の状況を踏まえた労働災害防止対策と健康確保対策の推進

(1) 高齢者の労働災害防止対策

現状と課題

- 休業4日以上¹の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長く、さらに身体機能の低下等の労働者自身に起因する災害が多い。

(参考)労働者に占める60歳以上の割合:9.4%(平成14年)→ 18.7%(令和5年)

労災死傷者数に占める60歳以上の割合:14.5%(平成12年)→ 29.3%(令和5年)

検討の方向性

- 高齢者の労働災害防止対策を一段と強化するため、労働者の加齢による身体機能の低下に着目した労働災害防止対策（職場改善や作業改善等）の実効性を確保するための方策について検討を進めているところ。

(2) 治療と仕事の両立支援

現状と課題

- 高齢者の就労の増加や、医療技術の進歩等を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しており、今後もより一層の増加が見込まれている。

(参考)安衛法に基づく一般定期健康診断における有所見率:58.9%(令和5年)

何らかの疾患により通院しながら働く労働者の割合:40.6%(令和4年)

検討の方向性

- 治療と仕事の両立支援に関しては、ガイドラインを策定して企業における取組を推進しているが、更に実効性を確保するための方策について検討を進めているところ。

(3) メンタルヘルス対策

現状と課題

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止である一次予防の強化等の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入された。
- 一方で、精神障害の労災支給決定件数は、883件（令和5年度）と過去最も多くなっている。また、「令和5年 労働安全衛生調査（実態調査）」によれば、労働者数50人未満の小規模事業場においては、メンタルヘルス対策に取り組む割合が30～49人の事業場で71.8%、10～29人で56.6%（50人以上の事業場においては91.3%）となっている。

検討の方向性

- ストレスチェック制度を含めた事業場におけるメンタルヘルス対策のあり方について、制度の実施状況等を踏まえ、有識者検討会で検討を進めているところ。

(4) 一般健康診断

現状と課題

- 労働安全衛生法では、業務が原因で、労働者が疾病にかかったり、疾病が悪化することを防ぐため、事業者に対し、常時使用する労働者を対象に、年1回、健康診断を実施することを罰則付きで義務付けている。
- この健診項目については、最新の医学的知見等を踏まえた検討が必要であるとの指摘や、女性の就業率の増加に伴い女性の健康課題への対応が必要であるとの指摘がある。

検討の方向性

- 一般健康診断の検査項目等について、最新の医学的知見や社会情勢の変化、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日）において「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされたこと等を踏まえ、有識者検討会で検討を進めているところ。

2

労働衛生課関係

- 熱中症対策について
- 騒音障害防止対策について

熱中症対策

令和6年

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

(5月1日～9月30日) における、

- ・ 重点的な取り組みの推進
- ・ 都道府県労働局、各労働基準監督署における事業者向けリーフレットの配布
- ・ 職場における熱中症予防に関するポータルサイトの整備

熱中症対策実行計画（令和5年5月30日閣議決定）

※令和5年4月、第211回国会で、改正気候変動適応法が成立。

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。
都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。
- ・ 職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知し、労働衛生教育を支援する。
- ・ 熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して検討、展開、又は周知する。

職場における熱中症対策ポータルサイト

- ・ 職場における熱中症対策をまとめたポータルサイトの整備を実施するとともに、熱中症対策の啓発を実施。
- ・ 場所を問わずアクセスして学べるeラーニングコンテンツを拡充。
ポータルサイトURL : <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- ・ 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載



▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



「気候変動の影響による記録的猛暑」
「死亡災害の高止まり」などから、
「**重篤化させない対策の強化**」が急務

すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』！

騒音障害防止対策

騒音障害防止のためのガイドライン改訂のポイント

騒音障害防止対策は、取組が進んでいる業種はあるものの、騒音障害防止対策の対象となる作業場において広く浸透しているとは言い難く、**更なる対策を進める必要がある**。また、旧ガイドライン策定後における**技術の発展や知見の蓄積**もある。これらを踏まえ、令和5年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂。

● 更なる対策

- ・ 事業場の取組体制を強化するため、事業者が、作業場ごとに騒音障害防止対策の**管理者**を定めることを新たに追加
- ・ 元方事業者による関係請負人への指導・援助を新たに追加
- ・ **手持動力工具**を取り扱う作業を行う労働者に対する、**聴覚保護具の着用を徹底**

● 技術の発展や知見の蓄積を踏まえた見直し

- ・ 音源が移動する場合等や屋外作業場においては、騒音レベルの測定を**個人ばく露測定**によることも可能とすることを追加
- ・ 屋外の地面の上に騒音源があつて、周辺に建物や壁等がない場所については、騒音レベルを測定せずに**推計**によることも可能とすることを追加
- ・ 聴覚保護具は、JIS T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安とし、**必要かつ十分な遮音値**のものを選定するよう追加
- ・ 特殊健康診断（騒音）の**検査項目**の見直し
- ・ 一定の条件下における、**騒音レベル測定および特殊健康診断（騒音）の省略**を新設

騒音障害防止のためのガイドラインの概要

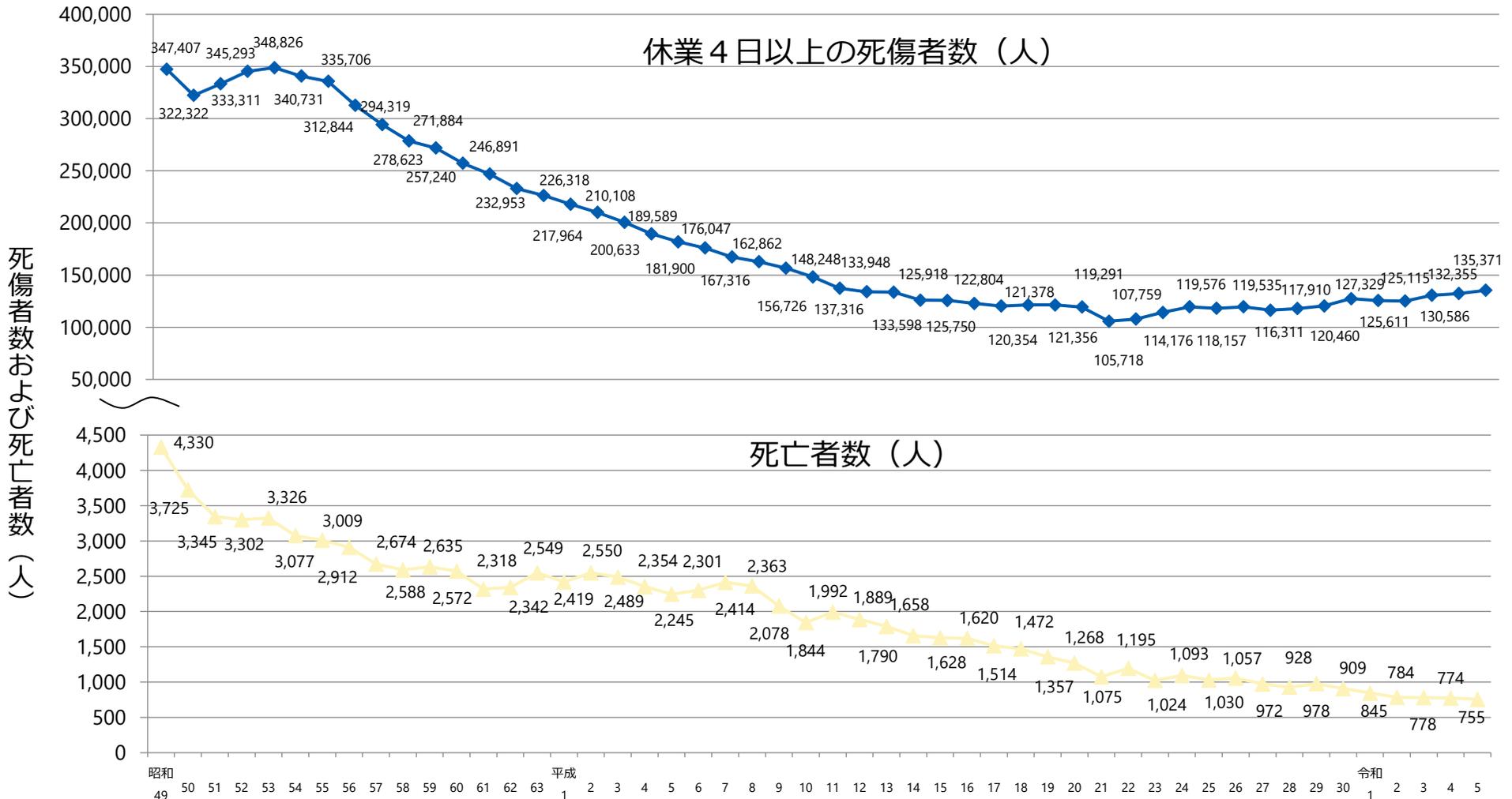
- ガイドラインの対象作業場…安衛則で作業環境測定が定められている**8屋内作業場（別表第1）**
+ガイドラインに定める騒音レベルが高い**52作業場（別表第2）**
- 労働衛生管理体制…**騒音障害防止対策の管理者**を選任すること
- 作業環境管理…作業場ごとに適切な**測定**等を行い、結果に応じて必要な**騒音対策**を講ずること
 - ・第Ⅱ管理区分又は等価騒音レベルが85dB以上90dB未満
→必要に応じて**聴覚保護具**を使用（手持動力工具を使用する業務は必ず使用）
 - ・第Ⅲ管理区分又は等価騒音レベルが90dB以上
→必ず**聴覚保護具**を使用
- 作業管理…聴覚保護具は適切な遮音値のものを着用すること
- 健康管理…雇入時等**健康診断**、定期的健康診断を実施すること
結果に応じて措置を講ずること
- 労働衛生教育…管理者、労働者にそれぞれ**労働衛生教育**を行うこと

産業安全の現状と課題

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
主任労働災害防止計画推進官 奥野 正和

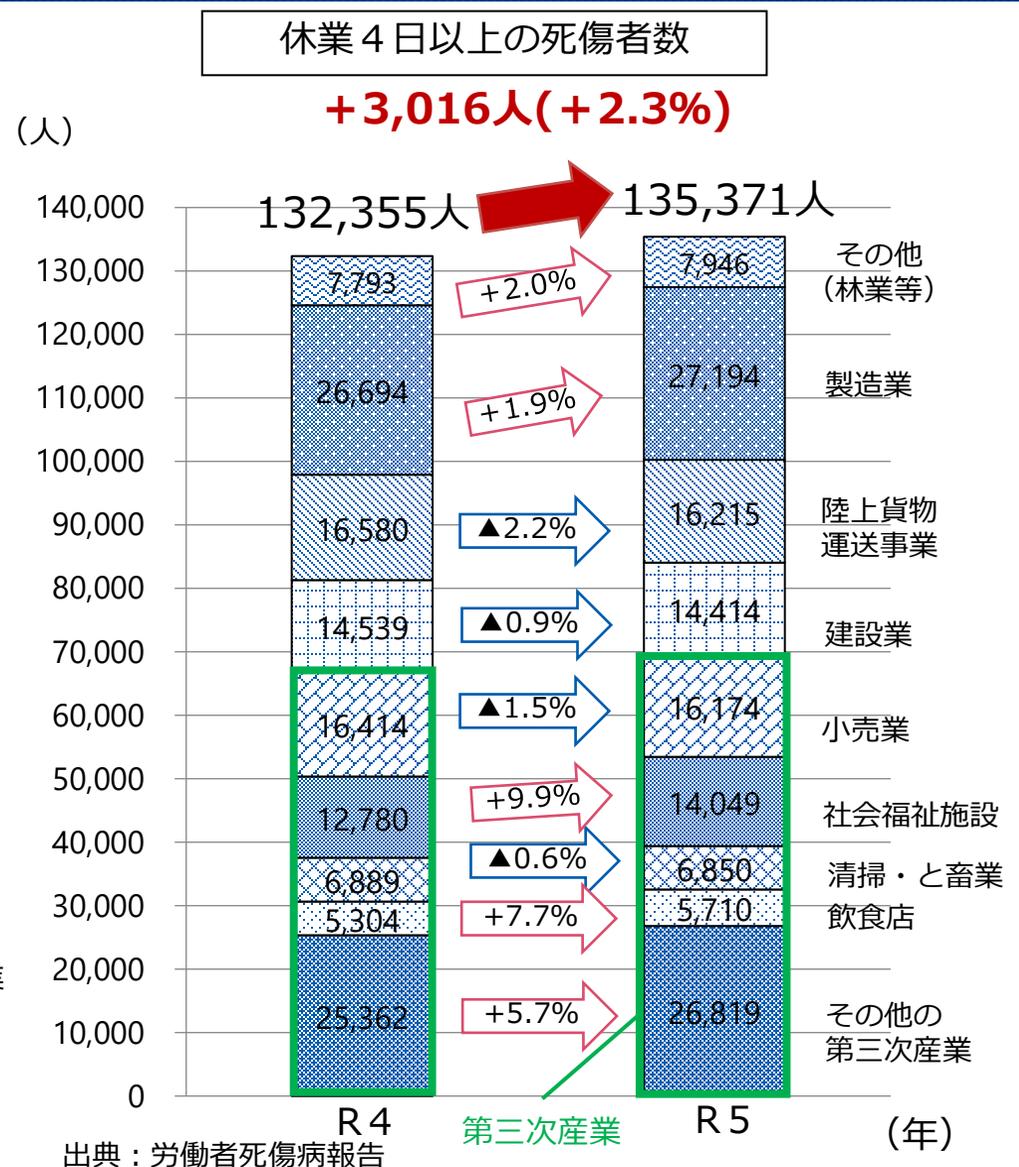
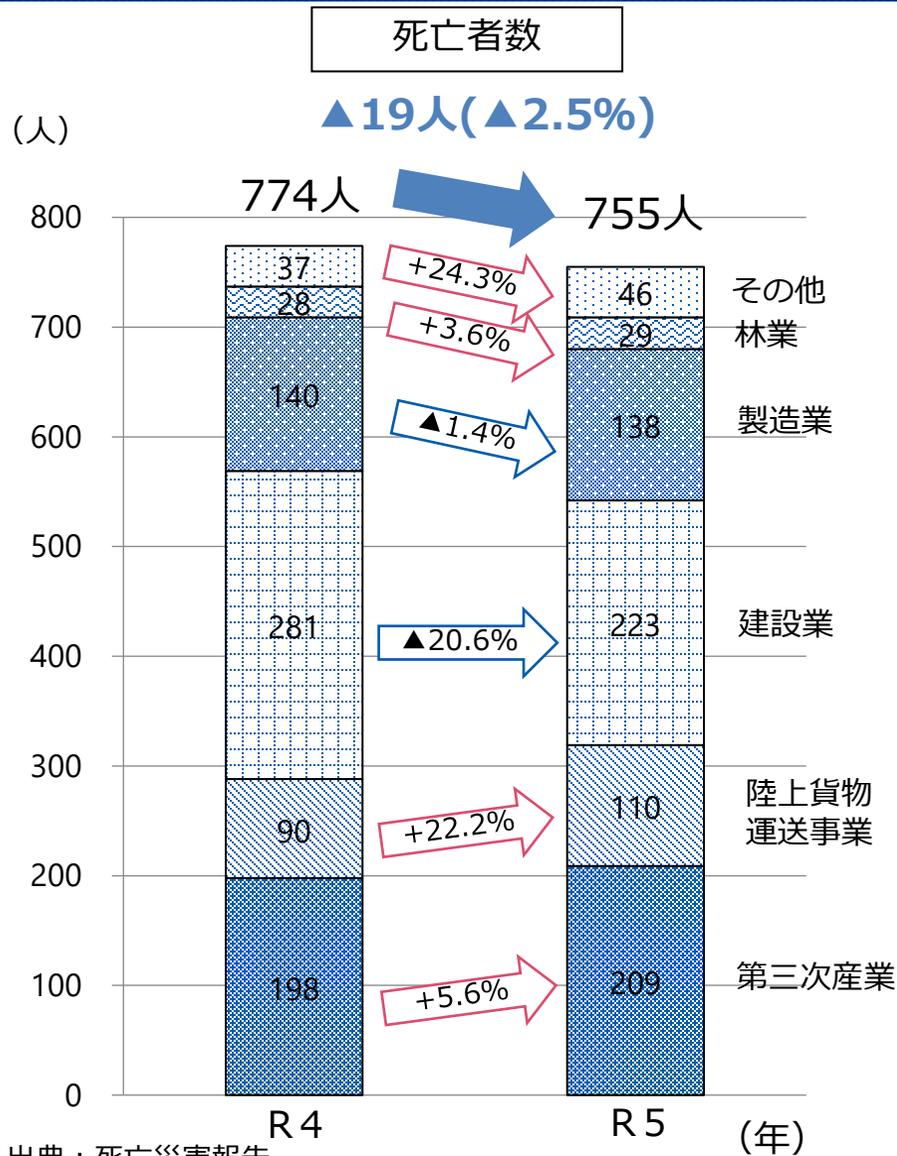
労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- ・死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- ・休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。



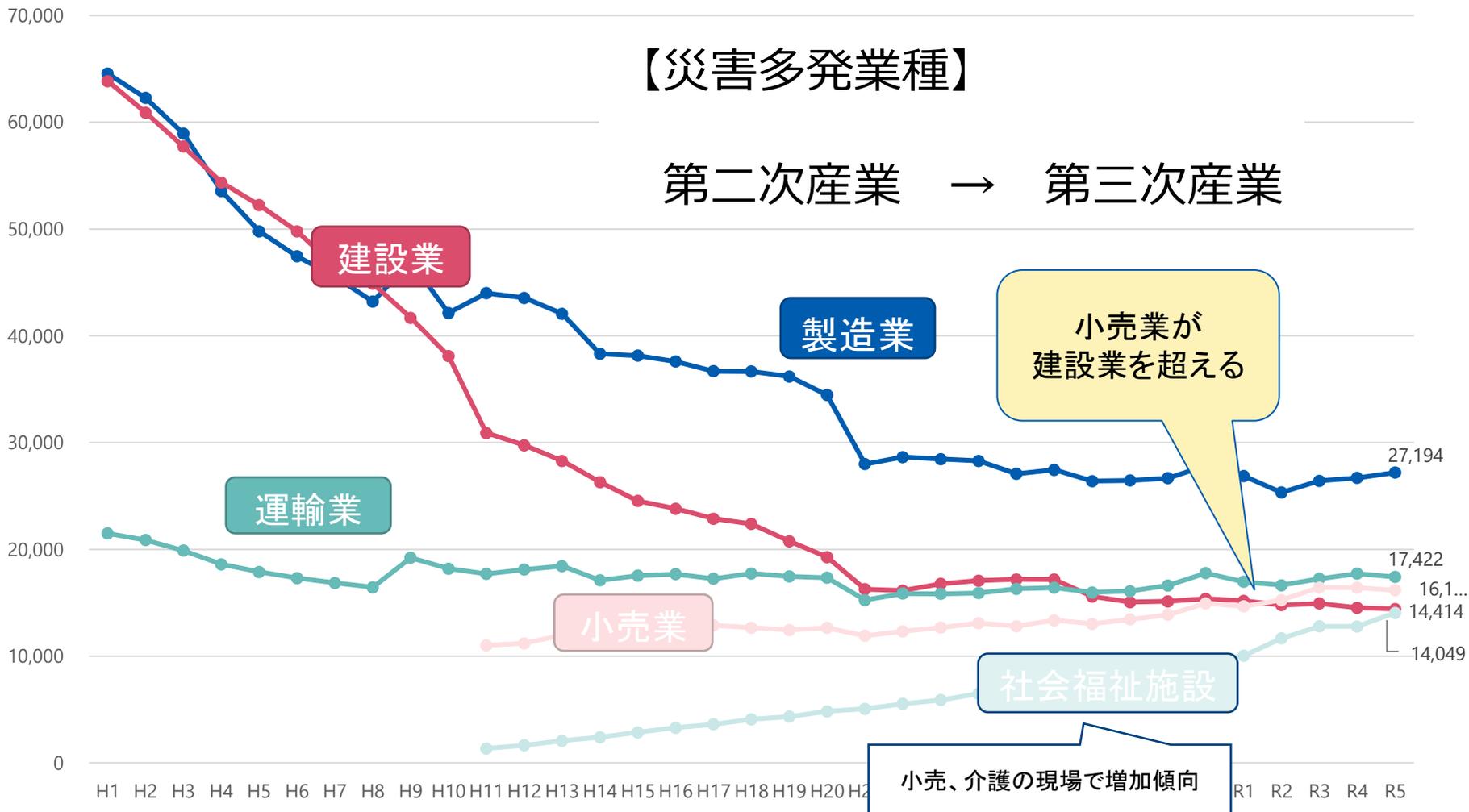
出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和5年 業種別労働災害発生状況（確定値）

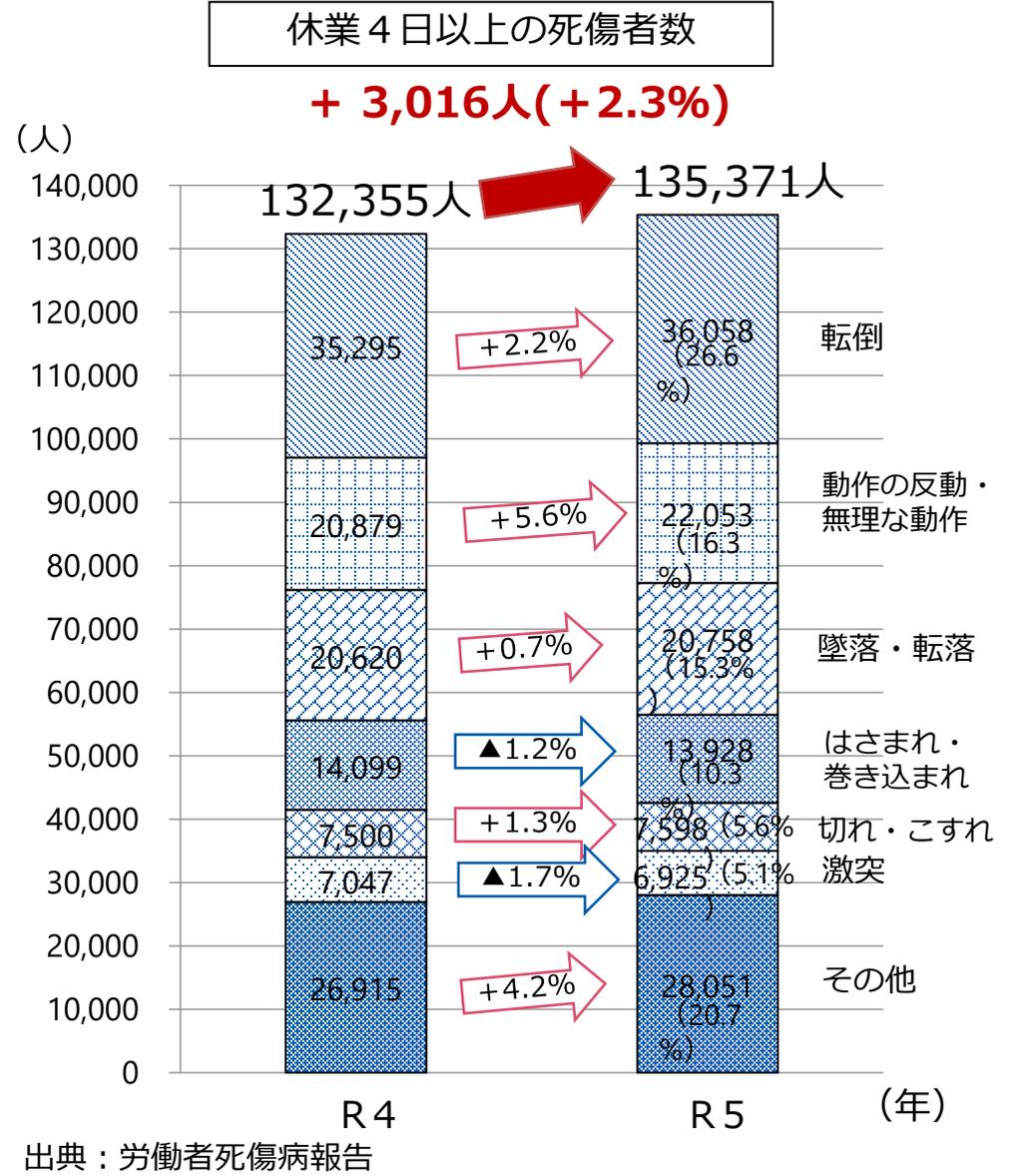
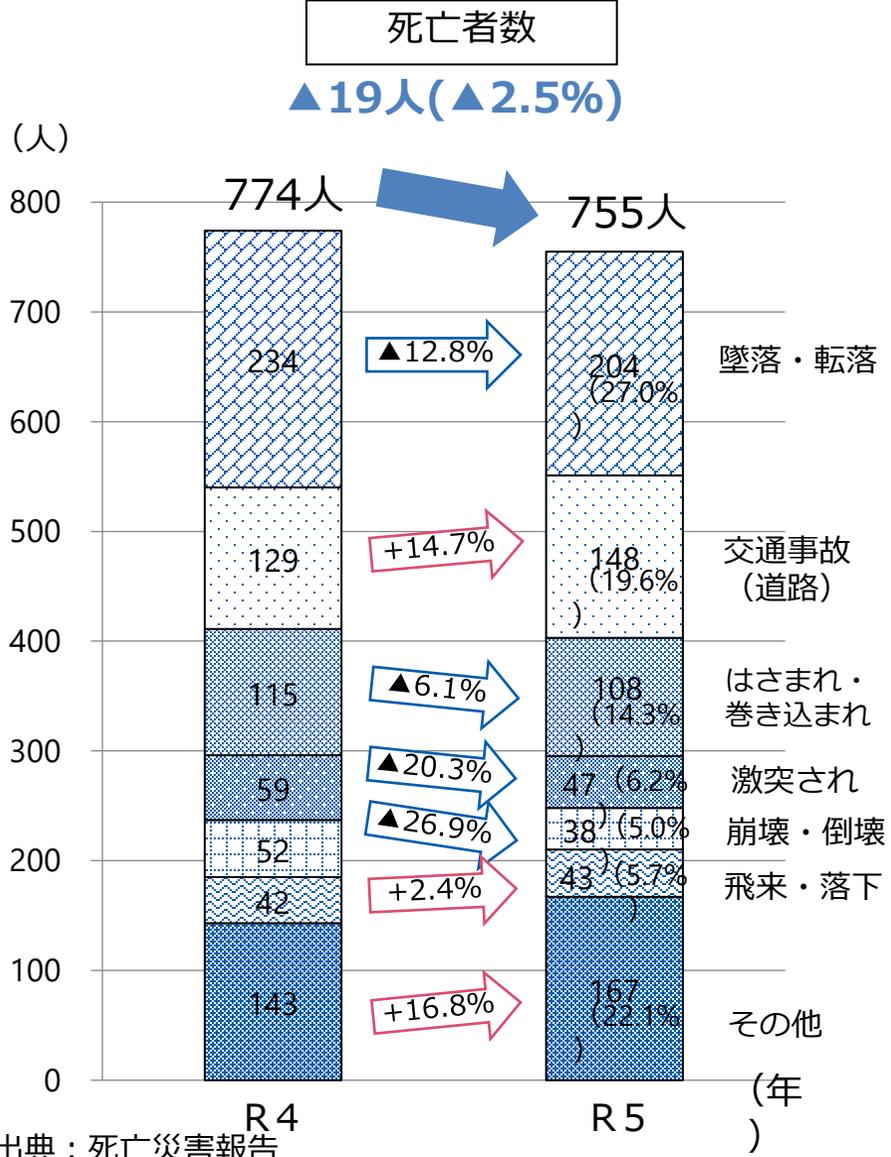


※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。
 ※令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの。

労働災害発生状況 業種別死傷災害の推移

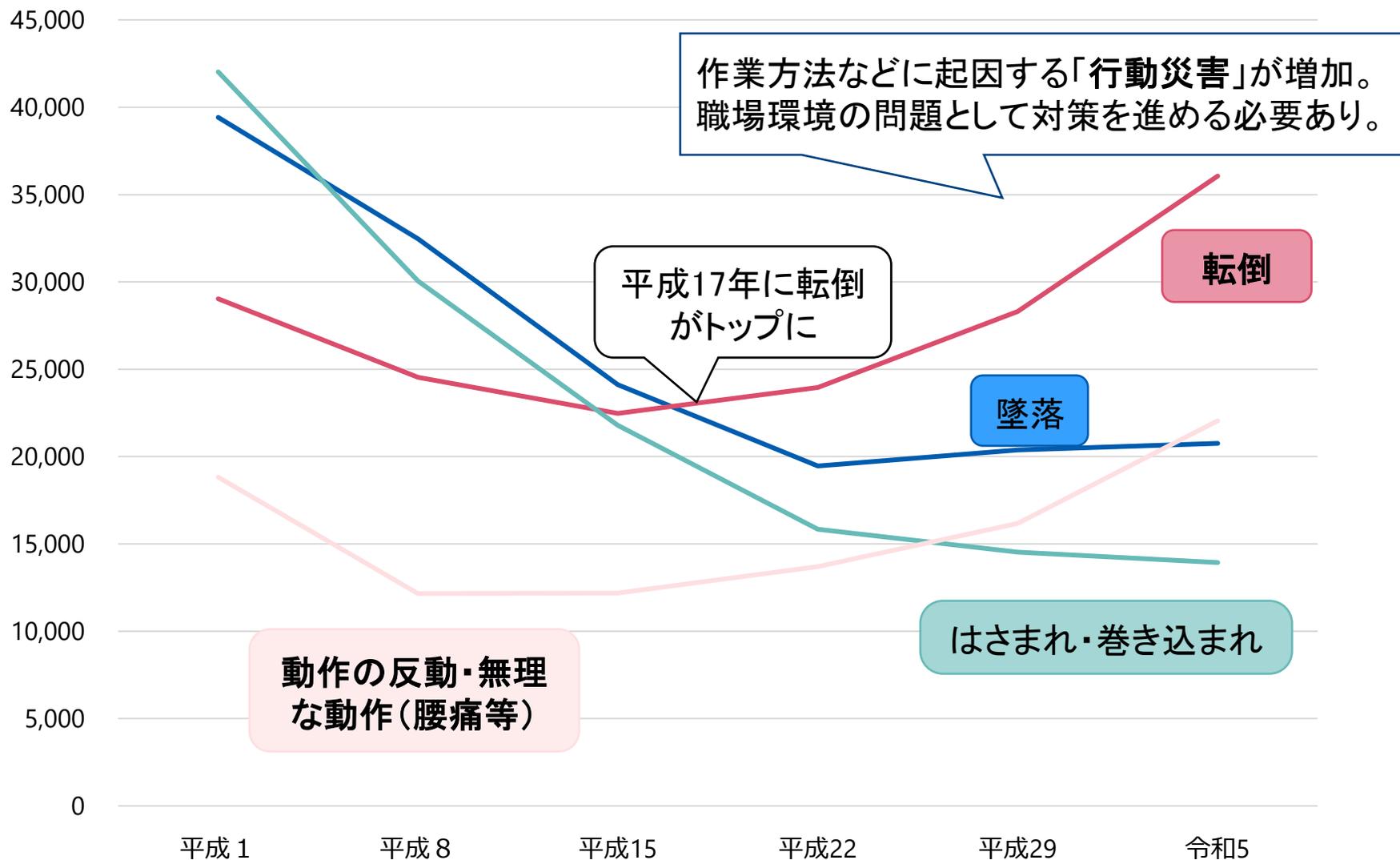


令和5年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）



※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。
 ※令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの。

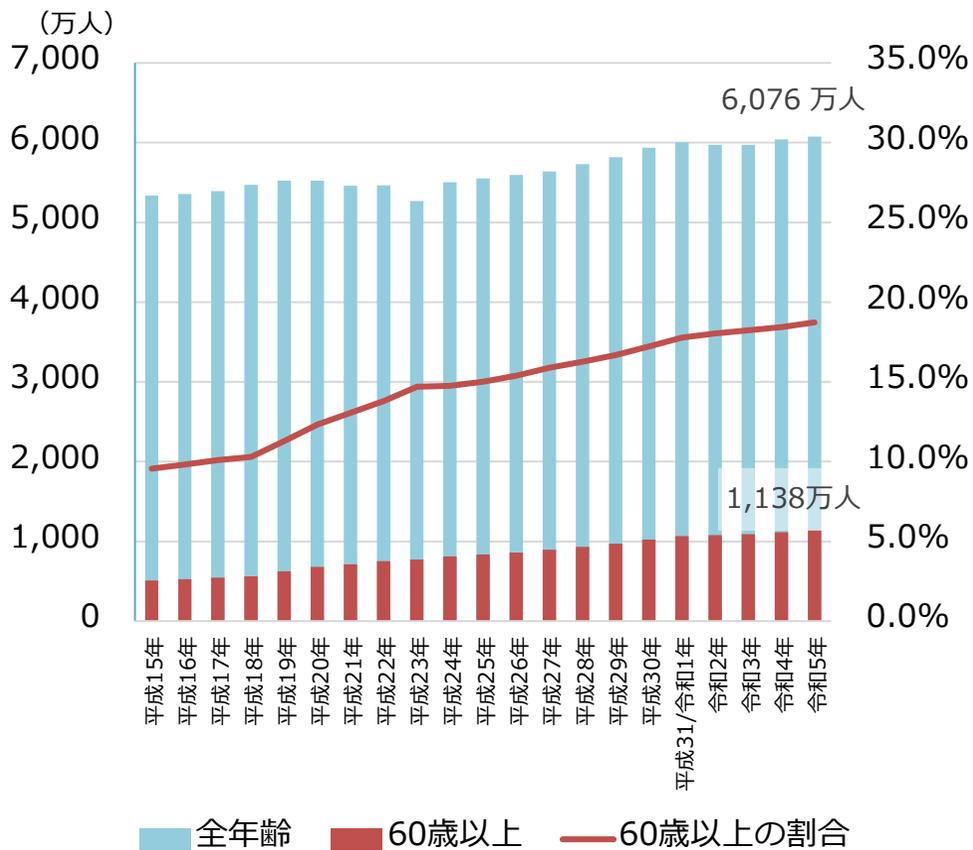
労働災害発生状況 「事故の型」別死傷災害の推移



高齢者の就労と被災状況

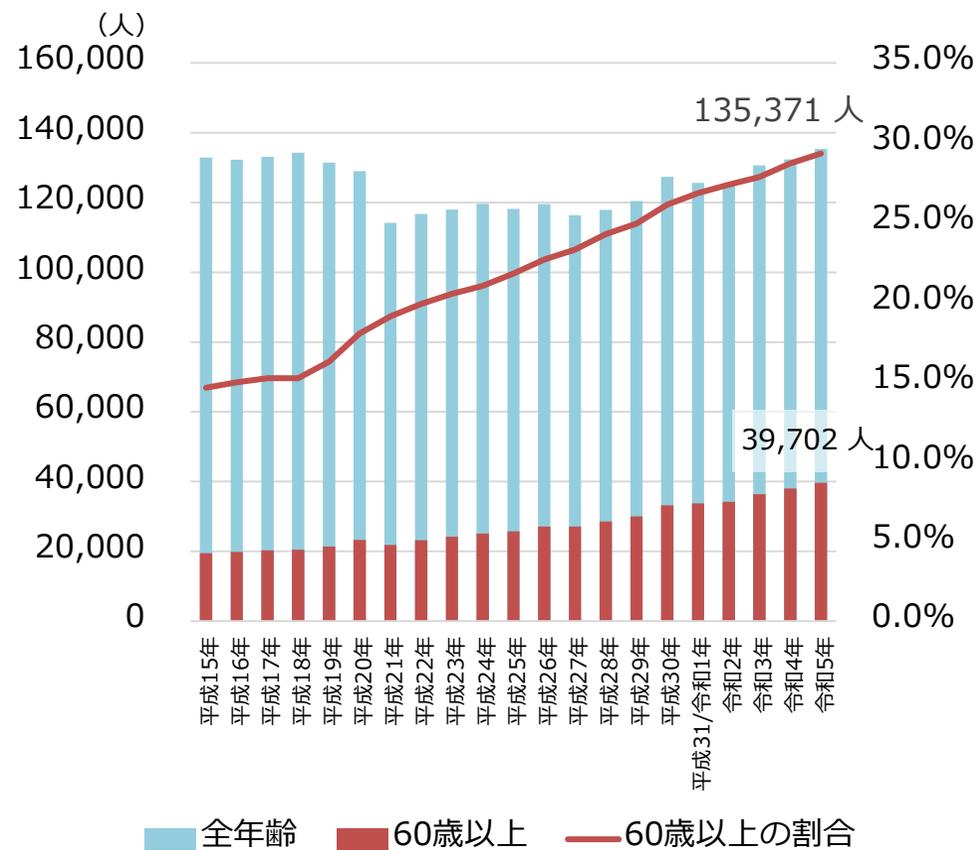
雇用者

全年齢に占める60歳以上の割合



労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

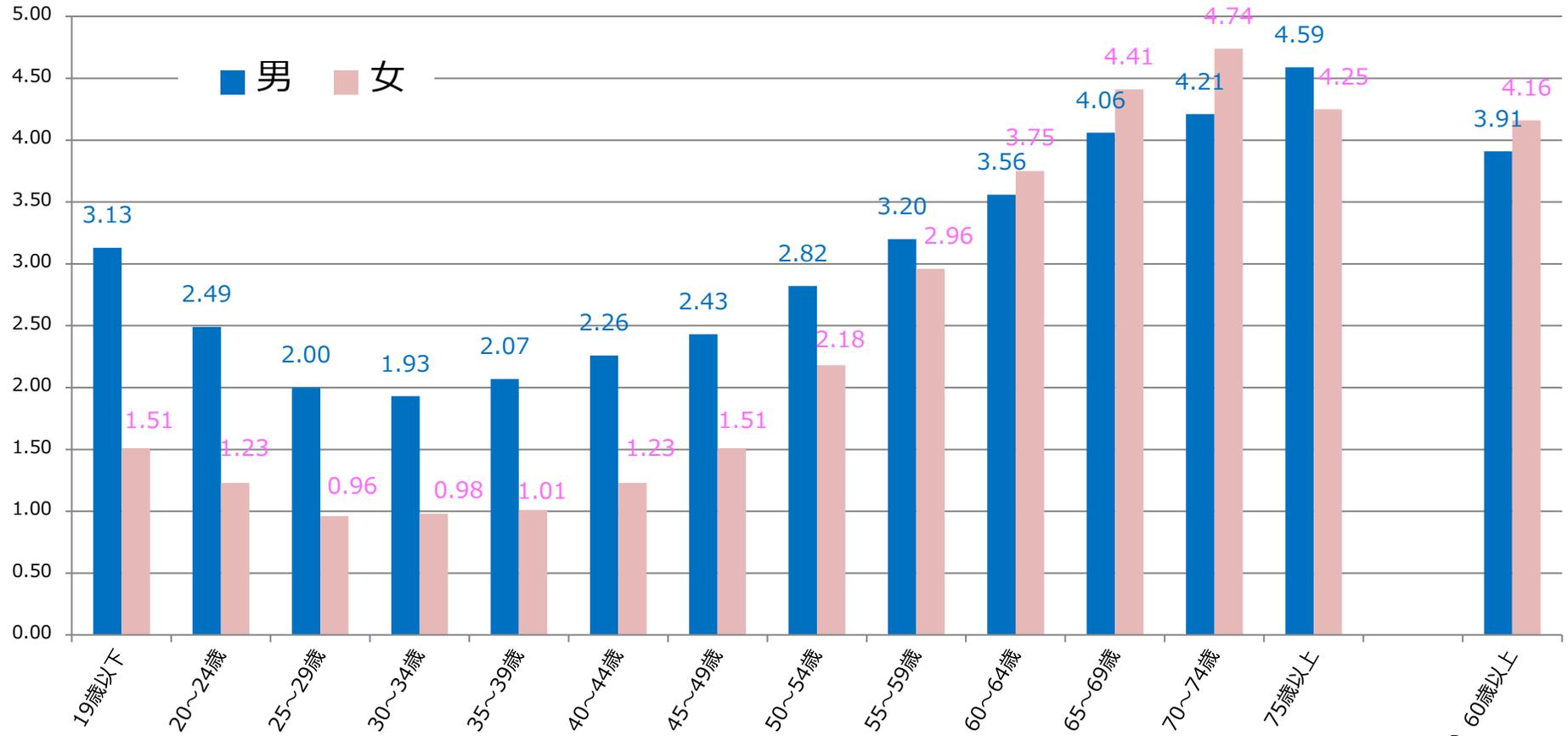
データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は18.7%(令和5年)
- ◆ 労働災害による休業4日以上死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は29.3%(同)

年齢層別労働災害発生率（死傷年千人率）

- ・ 60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約4倍となっている。
- ・ 60歳以上の死傷年千人率は、4.022となっている。

年齢別・男女別 千人率（令和5年）



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

(参考) 60歳以上

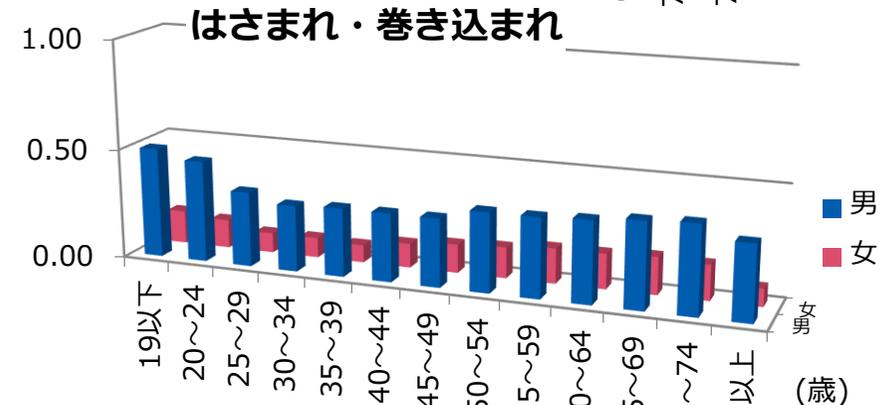
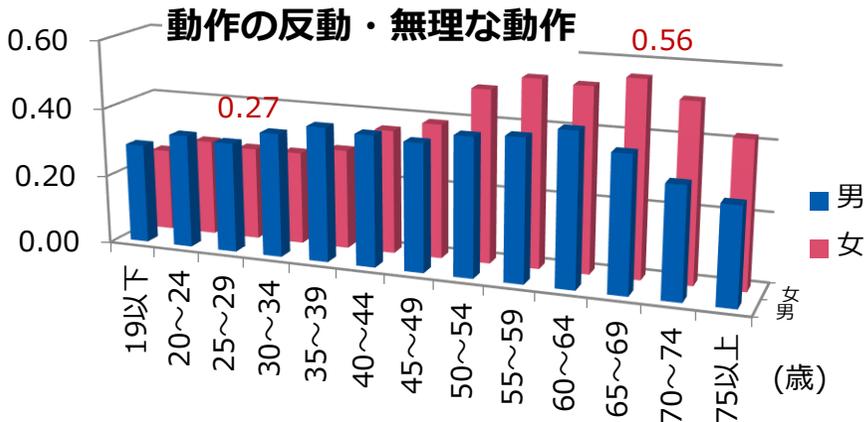
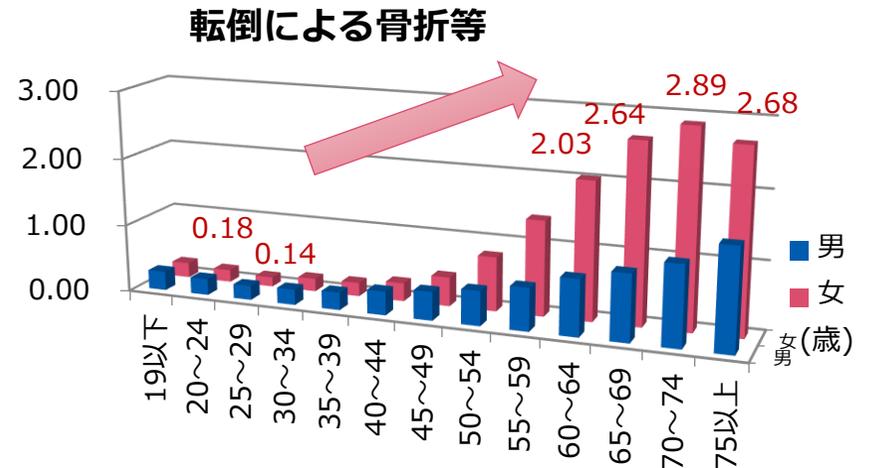
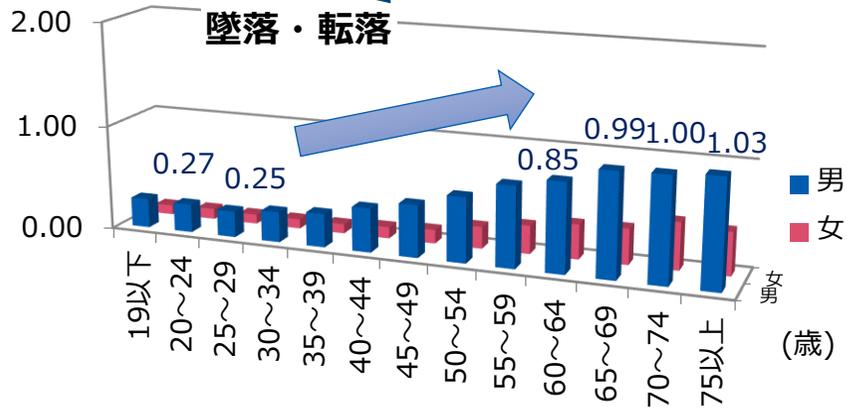
年齢別・男女別の傾向（事故の型別の発生率）

・「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に、年齢や性別により労働災害発生率（千人率）が大きく異なる。

事故の型別・年齢階層別・男女別の千人率（令和5年）

男性の場合、60歳以上（平均0.93）は
20代平均（0.26）の約3.6倍

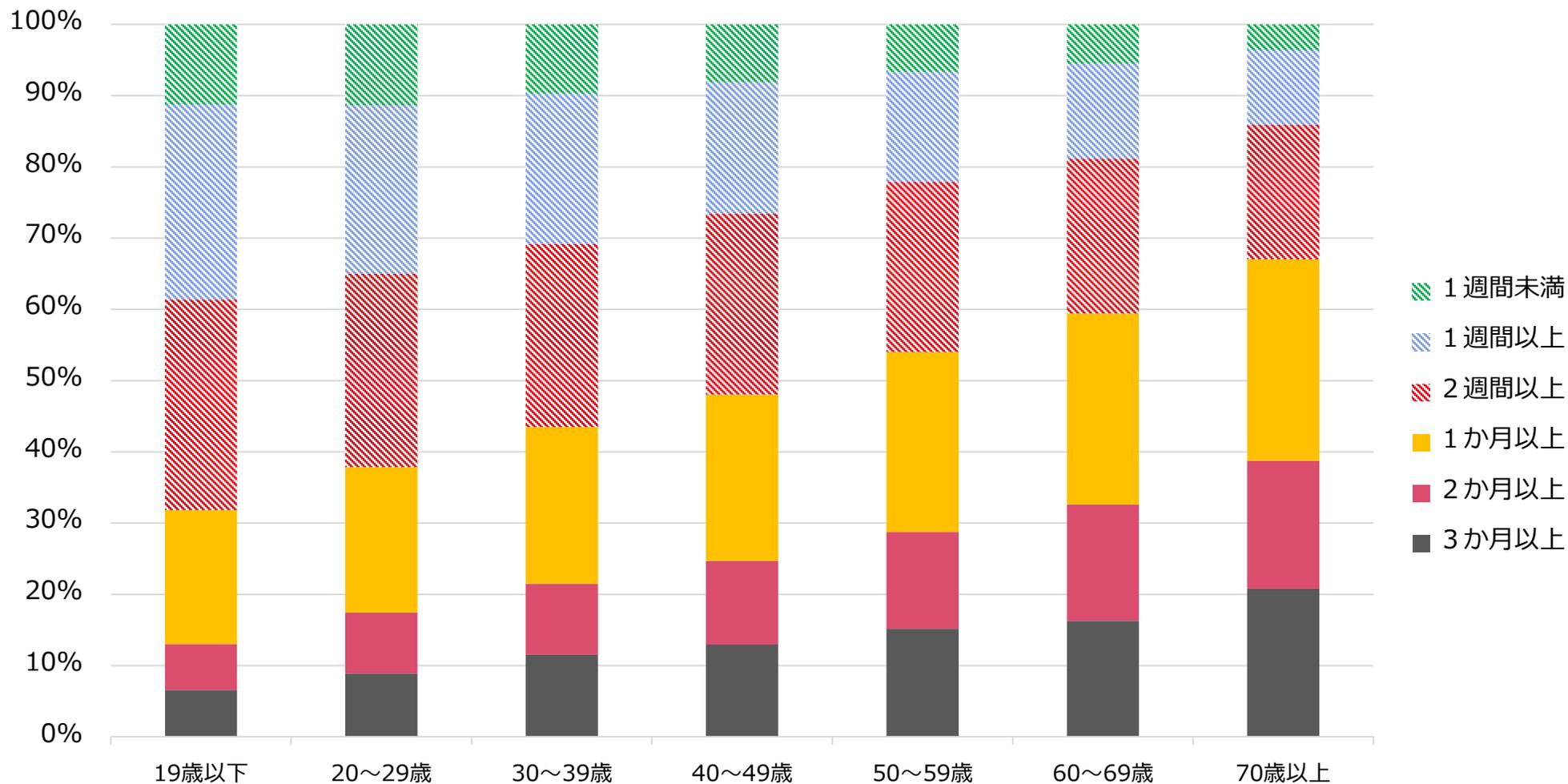
女性の場合、60歳以上（平均2.41）は
20代（平均0.16）の約15.1倍



データ出所：千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 :死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 :労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

【参考】年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。



データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

※死亡災害は、休業3か月以上に算入

第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）

重点事項 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと：

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

※エイジフレンドリーガイドライン全文
令和2年3月16日
基安発0316第1号



1：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

3：高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4：高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）

5：安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

アウトプット指標（2027年まで）

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける。

【参考】エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組状況等

令和4年11月 事業場の安全衛生対策の取組に係るアンケート調査結果（N=206）

ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は10.6%

| | | エイジフレンドリーガイドラインの各項目 | | | | | | |
|-------------------------|-----------------------------|---|---------------------------|--------------------|--|-------------------------------|--|--|
| | | 1 | 2 | | 3 | | 4 | 5 |
| 「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている | エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を行っている | 高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明／高年齢者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施 | 高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入 | 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理 | 高年齢労働者の健康状況の把握（定期健康診断等のほか、地域の健康診断等の受診への対応） | 労働災害を防止するための高年齢労働者の体力等チェックの実施 | 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（基礎疾患等の状況を踏まえた業務、勤務シフトの割り当て） | 高年齢労働者の特性に応じた教育（身体機能の低下を踏まえた労働者への安全衛生教育、管理監督者への教育） |
| 17.1% | 10.6% | | | | | | | |
| | (10.6%のうち) | 43.5% | 26.1% | 78.3% | 87.0% | 21.7% | 69.6% | 34.8% |

令和6年度エイジフレンドリー補助金

「高年齢労働者の労働災害防止対策」、「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に加えて「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導」に対して補助（令和6年度）

| | 高年齢労働者の労働災害防止対策コース | 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース 【新設】 | コラボヘルスコース |
|-------|---|---|--|
| 対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 労災保険加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること | <ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用していること | (年齢制限なし) |
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等） <p>(ア) 転倒・墜落災害防止対策</p> <p>(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）</p> <p>(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）</p> <p>(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策（交通事故防止対策）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費 <p>(オ) 「転倒防止」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施</p> <p>(カ) 「腰痛予防」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施</p> <p>令和6年度から「補助率を3/4に引き上げ」、補助対象を60歳以上の労働者を雇用する中小事業者のみならず「全ての中小事業者」に拡充</p> | <ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費 <p>(キ) 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等</p> <p>(ク) 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入</p> <p>(コ) 栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置</p> |
| 補助率 | 補助率：1/2 | 補助率：3/4 | 補助率：3/4 |
| 補助上限額 | 上限額：100万円 (消費税を除く) | 上限額：100万円 (消費税を除く) | 上限額：30万円 (消費税を除く) |

提事業主健康情報提供が保険者に必要

SAFE (+ Safe) 協議会等

行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）が著しく多い小売業及び介護施設におけるこれら災害の防止対策の推進

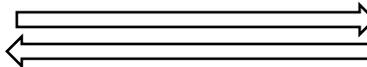
1 SAFE (+Safe) 協議会

47の労働局ごとに、各地の主要な小売・介護事業者（本社・本部）、産業振興関係者や介護保険行政担当者（自治体）を構成員として、安全衛生水準の向上について意見交換する協議会を設置（年1～2回程度会議を実施）

取組概要

- 労災の発生状況や課題等の確認・共有
- 転倒防止や腰痛予防に対する好事例の収集・紹介
 - ・ 靴や作業服等を新しいものに変更
 - ・ ラジオ体操やヨガ等の導入や器具（腰痛ベルトやパワードスーツ）の組み合わせによる対策
 - ・ 直近に起こった労働災害を事案とともに対策も含め水平展開
- 専門家による研修

SAFE事業との有機的連携



2 個別支援（「育成支援」）

各地域において必要な事業所に対し、中央労働災害防止協会「中小規模事業場安全衛生サポート事業」（厚生労働省補助事業）や労働局等による安全衛生対策の支援を実施

好事例の全国レベルでの顕彰・周知（SAFEアワード）

◎ 転倒災害防止部門



ゴールド
社会医療法人ベガサス
【ベガサス100人100回 起立着座訓練の実施!!!】

ベガサス100人100回 起立着座訓練の実施!!!



2021年7月～9月の期間において、転倒災害が2件発生しており、転倒災害を減らすための会議を実施。

職員に転倒災害が起きている問題の共有を行い、転倒災害対策の検討を行った。検討の結果、効率的に筋力増強ができる手段が良いとの意見が多数あり、医師、理学療法士、作業療法士等をはじめとする検討チームを充足し、具体的な実施方法について、討議を行った結果、ベガサスグループの職員100名（多職種）による起立着座訓練の協議を作成することとした。多職種（医師、看護士、リハビリスタッフ、保育士、検査技師等）が登場する動画を撮影し、職員に向けて周知し、公開を行った。



2022年7月～9月の期間において、転倒災害は0件（前年度2件）となり、効果があった。職員にアンケートを実施し、「立って座るだけの簡単な運動を継続できよう」「日常的な動作であり、無理なくできる」「医学的に推奨されているうえで、身近な職員が登場し、楽しく続けられる」などの意見があり、今後も継続して、転倒災害予防・職員の意欲の啓発に努める。



シルバー
イオン北海道株式会社
【「冬のゼロ災運動」で凍結路面の転倒防止!】



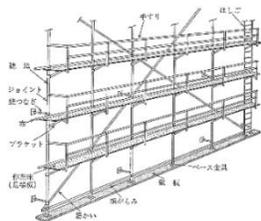
ブロンズ
JFEスチール株式会社 西日本製鉄所（倉敷地区）安全健康室ヘルスサポートセンター
【安全な作業に必要な体力の観点から転倒予防!「安全体力®」の把握と維持・改善】

足場からの墜落・転落災害防止対策の充実強化に係る改正労働安全衛生規則について

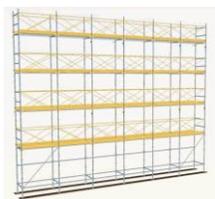


1 一側足場の使用範囲を明確化

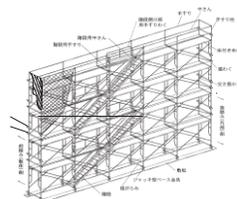
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る改正安全衛生規則について



1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月28日

施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

化学物質対策行政の動向

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
化学物質対策課

労働安全衛生法における新たな化学物質規制の概要

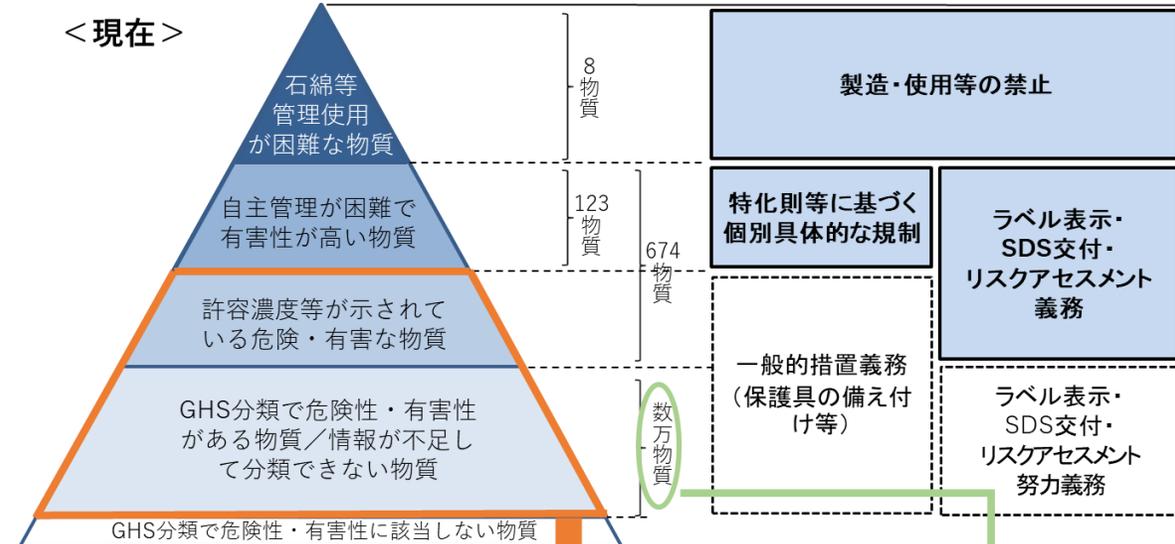
(限られた数の) **特定の化学物質**に対して
(特別規則で) **個別具体的な規制**を行う方式

特別規則で**未規制の物質**
を主眼として

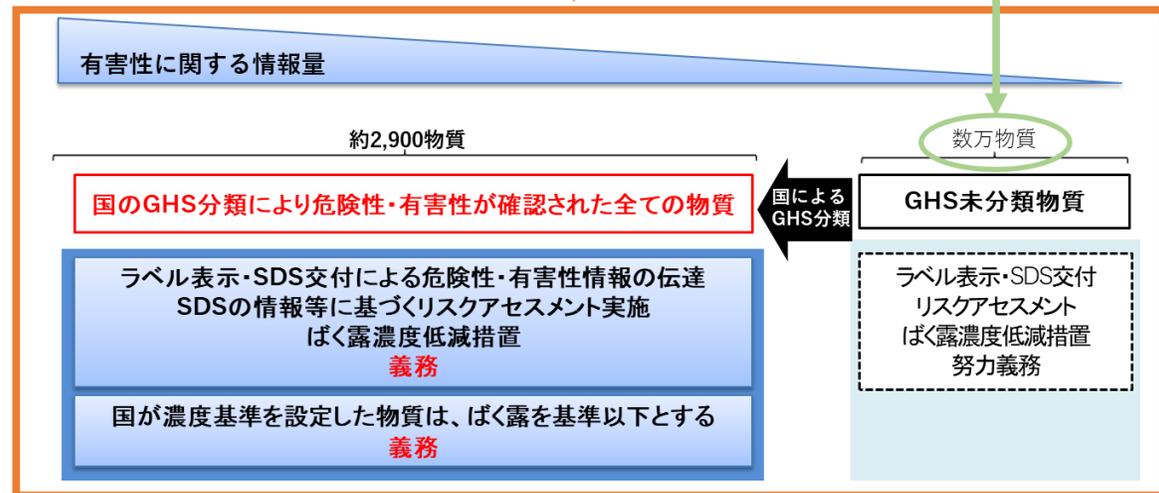
危険性・有害性が確認された**全ての物質を対象**として、以下を事業者に求める。

- **ばく露を最小限**とする（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露の程度を濃度基準以下とする**
- これらを達成するための手段については、**リスクアセスメントの結果等に基づき、事業者が適切に選択**する

<現在>



<見直し後>



1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

1. 改正の趣旨

- 新たな化学物質規制として、**国が行う化学品の分類（JIS Z 7252（GHS※¹に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質**を、労働安全衛生法第57条第1項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等の**ラベル表示及びSDS※²交付等の義務対象物質**（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）**とする考え方に転換**する。
- これに伴い、これまでの**労働安全衛生法施行令**（以下「令」という。）**別表第9に個々の物質名を列挙する規定方法から、令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へ改正**するとともに、**ラベル・SDS対象物質の追加等**を行う。

※1 GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）
「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 SDS（Safety Data Sheet；安全データシート）
化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート。

| | 現行 | R4.2.24改正 (R6.4.1施行) | R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R7.4.1施行) | R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R8.4.1施行) |
|-------------|--------|-------------------------|--|--|
| ラベル・SDS対象物質 | 約670物質 | +234物質 | +約640物質(法令名称) (CASベースで約700物質) | +約780物質(法令名称) (CASベースで約850物質) |

急性毒性、生殖細胞変異原性、
発がん性、生殖毒性のいずれか
が区分1のもの

左記以外のいずれ
かの有害性区分で
区分1のもの

区分1となる
有害性区分が
ないもの

1 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加

(参考) ラベル・SDS対象物質の今後の追加スケジュール (イメージ)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度以降 |
|---|-----------------------------------|--|-----------------------------------|------------------------|-------------------------|---------|
| 国が行うGHS分類 <small>※物質数は概数</small> | 50~100 物質 | 50~100 物質 | 50~100 物質 | 50~100 物質 | 50~100 物質 | ... |
| ラベル・SDS 対象物質への追加 <small>※物質数は概数</small> | 令和3年3月31日までにGHS分類実施済 234 物質 | 約640 物質 (CASベースで 約700物質) | 約780 物質 (CASベースで 約850物質) | 150~300 物質 | 50~100 物質 | ... |
| | R4.2.24改正政令公布 R6.4.1施行 | R5.8.30改正政令公布 R5.9.29改正省令公布 約640物質はR7.4.1施行 約780物質はR8.4.1施行 | | R6年度改正予定 R9.4.1施行予定 | R7年度改正予定 R10.4.1施行予定 | |

1 化学物質管理体制の見直し②

1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

(2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの **（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間**）保存することとする。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

※ がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

告示の制定の趣旨

厚生労働大臣が定める物及び当該物質に係る濃度の基準を定める。

告示の概要

● 厚生労働大臣が定める物

安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等を定める。

令和5年：67物質、令和6年：112物質

● 厚生労働大臣が定める濃度の基準

- ◆ 安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める。
- ◆ この場合、八時間時間加重平均値^{※1}は、八時間濃度基準値を超えてはならず、十五分間時間加重平均値^{※2}は、短時間濃度基準値を超えてはならない。

※1 1日の労働時間のうち8時間のばく露における物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

※2 1日の労働時間のうち物の濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における当該物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準 抜粋

| 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 | 物の種類 | 八時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値 |
|-----------------------|---------------------|----------|---------------|---------------------|----------|
| アクリル酸エチル | 2 ppm | — | イソプレン | 3 ppm | — |
| アクリル酸メチル | 2 ppm | — | イソホロン | — | 5 ppm |
| アクロレイン | — | 0.1 ppm※ | 一酸化二窒素 | 100 ppm | — |
| アセチルサリチル酸（別名アスピリン） | 5 mg/m ³ | — | イプシロン-カプロラクタム | 5 mg/m ³ | — |
| アセトアルデヒド | — | 10 ppm | エチリデンノルボルネン | 2 ppm | 4 ppm |
| アセトニトリル | 10 ppm | — | 2-エチルヘキサン酸 | 5 mg/m ³ | — |
| アセトンシアノヒドリン | — | 5 ppm | エチレングリコール | 10 ppm | 50 ppm |
| アニリン | 2 ppm | — | エチレンクロロヒドリン | 2 ppm | — |
| 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン | 1 ppm | — | エピクロロヒドリン | 0.5 ppm | — |
| アルファ-メチルスチレン | 10 ppm | — | 塩化アリル | 1 ppm | — |

- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。
- 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、十五分間時間加重平均値が超えてはならないものであることに加え、努力義務の③の規定の適用の対象となる天井値。

1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1 施行



● 義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外^①の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

| 健康障害のおそれ | 2023(R5) 4.1 | 2024(R6) 4.1 |
|--------------------------|---------------------|-----------------|
| 明らか ^① | 努力義務 | 義務 |
| ないことが明らかでない ^② | 努力義務 | |
| ないことが明らか | (皮膚障害等防止用保護具の着用は不要) | |

皮膚等障害化学物質（通達）

皮膚等障害化学物質（令和5年8月4日時点）

| 皮膚刺激性有害物質 | 皮膚吸収性有害物質 |
|--|---|
| 国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「 皮膚腐食性・刺激性 」、「 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 」及び「 呼吸器感作性又は皮膚感作性 」のいずれかで 区分1に分類 されている物質 | 皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質 |
| 868物質 （おおむねCAS番号ベース） | 296物質 （通達上） 320物質 （CAS番号ベース） |

皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト

皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル

【第3章 化学防護手袋の選定①】

【化学防護手袋の選定】

<②化学防護手袋のスクリーニング②>

(ア) 作業時間や作業内容に応じて使用可能な耐透過性クラスを確認する。

| 使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく) | | 作業分類1 | 作業分類2 | 作業分類3 |
|---|----------------|---|---|---|
| | | 接触が大きい作業※2 | 接触が限られている作業※2 | 接触しないと想定される作業※3 |
| ◎ 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 ▲ 耐透過性クラス1、2 ※1：なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。 | | 手を浸漬するなどで 手や腕全体 が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で 手のひら全体 が化学物質に触れる作業等、 化学物質に触れる面積が大きい作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。 | 作業分類1以外で、 指先に化学物質に触れる作業や飛沫により液滴が手に触れる作業等、手の一部が化学物質に触れる作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。 | 化学物質を取り扱うが、 化学物質に触れることは通常想定されない作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 飛沫等がかかるおそれがある作業 。 本分類では 化学物質に触れた際は、その時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換 する。 |
| 作業時間 | 240分超 | ◎ | ◎ ○ | ◎ ○ ▲ |
| | 60分超 240分以下 | ◎ ○ | ◎ ○ ▲ | ◎ ○ ▲ |
| | 60分以下 | ◎ ○ ▲ | ◎ ○ ▲ | ◎ ○ ▲ |

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル

【第3章 化学防護手袋の選定②】

【混合物での選択例】

【混合物の選択例 1：耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

| CAS登録番号 | 物質名称 | 材料 厚さ (mm) | ニトリルゴム | ニトリルゴム | ニトリルゴム | 天然ゴム (ラテックス) | ブチルゴム | ネオプレンゴム | ポリビニル アルコール (PVA) | バイトン/ ブチルゴム | 多層フィルム (LLDPE) | 多層フィルム (EVOH) |
|-----------|---------------|------------------|--------|--------|--------|-----------------|-------|---------------|-------------------------|----------------|-------------------|------------------|
| | | | 0.2 | 0.3 | 0.45 | 0.23 | 0.35 | 0.18 *0.13 | - | 0.3 | 0.062 | 0.06 |
| 1308-38-9 | 酸化クロム (Ⅲ) | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 1330-20-7 | キシレン | | × | △ | - | × | △ | × | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 149-57-5 | 2-エチルヘキサン酸 | | ○ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ○ | △ | ◎ | ◎ | - |
| 75-07-0 | アセトアルデヒド | | × | × | × | × | ◎ | × | △ | △ | ◎ | ◎ |
| 84-74-2 | フタル酸ジ-n-ブチル | | ○ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 96-29-7 | ブタン-2-オン=オキシム | | ○ | ◎ | ◎ | × | ◎ | △ | - | ◎ | - | - |

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。



混合物に対して、全ての物質に対して
耐透過性能を示す材料を選択する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム (0.35mm)** もしくは**バイトン/ブチル (0.3mm)** の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順3の表で確認する。

皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル

【第3章 化学防護手袋の選定③】

【混合物の選択例2：いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

| CAS登録番号 | 物質名称 | 材料 厚さ (mm) | ニトリルゴム | ニトリルゴム | ニトリルゴム | 天然ゴム (ラテックス) | ブチルゴム | ネオプレンゴム | ポリビニル アルコール (PVA) | ... | バイトン/ ブチルゴム | ... | 多層フィルム (LLDPE) | 多層フィルム (EVOH) | ... |
|-----------|---------------|------------------|--------|--------|--------|-----------------|-------|---------------|-------------------------|-----|----------------|------|-------------------|------------------|-----|
| | | | 0.2 | 0.3 | 0.45 | 0.23 | 0.35 | 0.18 *0.13 | - | 0.3 | 0.062 | 0.06 | | | |
| 1308-38-9 | 酸化クロム (Ⅲ) | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 1330-20-7 | キシレン | | × | △ | - | × | △ | × | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 149-57-5 | 2-エチルヘキサ酸 | | ○ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ○ | △ | | ◎ | | ◎ | - | |
| 75-07-0 | アセトアルデヒド | | × | × | × | × | ◎ | × | △ | | △ | | ◎ | ◎ | |
| 84-74-2 | フタル酸ジ-n-ブチル | | ○ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | △ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 96-29-7 | ブタン-2-オン=オキシム | | ○ | ◎ | ◎ | × | ◎ | △ | - | | ◎ | | - | - | |

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。



作業時間、作業分類から必要な
耐透過性能に応じて材料を選択する。

化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ ◎の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「◎」となる）：
ニトリルゴム（0.45mm）と多層フィルム（LLDPE）（0.062mm）を重ねて使用
- ✓ ○の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「○」となる）：
ニトリルゴム（0.2mm）と多層フィルム（LLDPE）（0.062mm）を重ねて使用
- ✓ △の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「△」となる）：
ネオプレンゴム（0.18mm）とPVA（N.A.）を重ねて使用

※LLDPE（Linear Low Density Polyethylene）は直鎖低密度ポリエチレンの略。

EVOH（Ethylene-vinylalcohol copolymer）はエチレンビニルアルコール共重合体の略。

※上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。

1 化学物質管理体制の見直し④

1 - 4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1 - 2（1）及び1 - 8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 1 - 2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1 - 2（1）②の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

1 - 5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

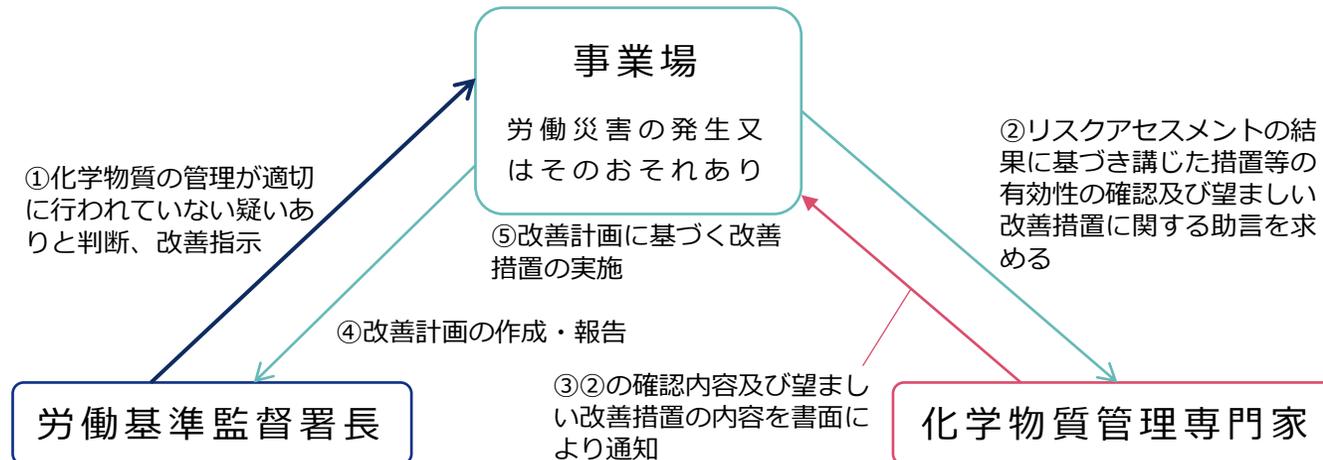
化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

1-7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- ・労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- ・改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



1-8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・ 1-2 (1) ②の濃度基準値設定物質について、労働者が1-2 (1) ②の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）**保存することとする。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

リスクアセスメント対象物のうち、**がん原性物質**を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正
当該指針について、以下の改正を行う予定。（修正の可能性あり）
 - ・ 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
 - ・ 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感作性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
 - ・ 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定、数理モデル等の方法を追加する。

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

| | 科目 | 時間 |
|----|--------------------------------------|------------|
| 講義 | 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等 | 2時間 30分 |
| | 化学物質の危険性又は有害性等の調査 | 3時間 |
| | 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等 | 2時間 |
| | 化学物質を原因とする災害発生時の対応 | 30分 |
| | 関係法令 | 1時間 |
| 実習 | 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等 | 3時間 |

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

| 学科科目 | 範囲 | 時間 |
|---------------|--|-------|
| 保護具着用管理 | ①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法 | 0.5時間 |
| 保護具に関する知識 | ①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。 | 3時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法 | 1時間 |
| 関係法令 | 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項 | 0.5時間 |
| 実技科目 | 範囲 | 時間 |
| 保護具の使用方法等 | ①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。 | 1時間 |

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第79号） （新規化学物質の届出関係）の概要

改正の概要

- （1）新規化学物質の有害性の調査の結果等の届出又は申請の原則電子化
安衛則第34条の4、第34条の5、第34条の6、第34条の8及び第34条の10に基づく届出又は申請については、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）**を使用して行うこととする。ただし、電子情報処理組織による届出又は申請が著しく困難な場合は、引き続き、書面での届出又は申請を行うことができることとする。**
- （2）新規化学物質の名称公表方法の変更
安衛則第34条の14第2項の規定による**新規化学物質の名称の公表は、3月以内ごとに1回、定期に、インターネットその他の適切な方法により公表することとする。**
- （3）その他所要の改正を行う。

公布日等

- （1）公布日：令和6年4月25日
- （2）施行日：令和8年7月1日（2.（2）の規定は令和6年7月1日）
- （3）**令和7年1月1日以降、この省令の施行日前においても、2（1）の規定の例により、安衛則第34条の4、第34条の5、第34条の6、第34条の8及び第34条の10に規定する届出又は申請を行うことができる。**

化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（令和6年8月）のポイント

1. 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

- (1) 履行確保のため、次の通り規定すべき
 - ア SDSの交付等による危険有害性情報の通知の義務（法第57条の2第1項）に罰則を設けるべき。
 - イ SDS等により通知した事項を変更した場合は、変更後の通知事項を速やかに譲渡・提供先に通知（法第57条の2第2項）する努力義務を義務規定とするべき。
- (2) SDS等による危険有害性の通知事項のうち、必須となる事項について厚生労働省令で定めるべき。これら以外で通知が望ましい事項については、通知等で示すべき。

2. 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

- (1) 重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分1に該当する場合は非開示の対象とすべきではない。
- (2) 次の事項を化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務として規定すべき。
 - ア 非開示が認められる物質のみについて、成分の通知義務が免除されること
 - イ 非開示の場合には「営業秘密」であることを通知するとともに、代替名その他の情報を譲渡・提供先に通知しなければならないこと
 - ウ ア及びイにより成分名を非開示とし、代替名その他の情報を通知した場合、通知者は、非開示とした成分名及び通知した代替名その他の情報を記録し、当該通知から5年間保存しなければならないこと
- (3) 医師が、非開示対象物質にばく露した者への診断及び治療のために必要であるとして、成分名の開示を求めた場合、営業秘密に当たる成分名を直ちに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。
- (4) 産業医が、成分名の特定が必要であるとして、成分名の開示を書面で求めた場合、その目的に必要な範囲において、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に営業秘密に当たる成分名を、速やかに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。
- (5) 労働基準監督機関が、営業秘密の非開示事項が適切に設定されているかの確認のため、非開示情報の開示等を求めた場合、報告することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。